

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年3月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900107号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900060号

第1 結論

請求者のA社における平成28年2月29日の標準賞与額を、50万円に訂正することが必要である。

平成28年2月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年2月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年2月29日

私は、請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書(写)及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿(写)により、請求者は、平成28年2月29日に、A社から50万円の賞与が支給され、当該賞与から標準賞与額50万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である請求者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、現在のA社の社会保険担当者及び同社の親会社であるB社の人事総務部長は、請求者は社会保険関係の事務に非関与である上、請求期間当時のA社の役員賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届については、B社が作成した同支払届を、A社が届出内容

を確認後B社に返戻し、B社が届出するという取扱いをしていたところ、請求期間においては、B社の社会保険事務担当者が請求者の同支払届の届出について失念していた旨回答及び陳述していることから、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900113号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900061号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年8月1日から同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和57年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間は、同社本社から同社B工場に転勤した時期であるが、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

私が昭和57年7月1日からA社B工場の従業員であったことが証明されている在籍期間証明書(写)を提出するので、同年7月1日を同社B工場の資格取得日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者及びC社から提出された在籍期間証明書(写)、同社の回答、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」並びにD健康保険組合の回答から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和57年7月1日にA社本社から同社B工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記「中脱記録照会(回答)」により確認できる当該期間に係るE厚生年金基金の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

C社は、昭和 57 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。